

# SHINCOOL

平成28年10月26日

株式会社 シンクール  
名古屋市緑区鳴海町中汐田89番地  
電話 : 052-623-5667  
FAX : 052-623-8705

田野井シンクール 99X-スーパー  
不水溶性切削油

## 品質試験報告書 [Analysis Certificate]

製品名 ( Product name ) : 田野井シンクール 99X-スーパー

ロット番号 [ Lot number ]

一般性状 Specifications	保証性状 Guaranteed specifications	代表性状 Typical specifications
密度 Density 15°C g/cm <sup>3</sup>		0.918
動粘度 Viscosity 40°C mm <sup>2</sup> /S		19.96
引火点 Flash point, COC °C		160
色相 Color, ASTM		L 2.5
銅板腐食 Copper corrosion test 100°C、1 h r.		1 b
有効成分 Ingredients ( percent weight )		
硫黄分 Sulfur %		C
脂肪油分 Fat %		A
鉱物油 Mineral oil %		A

成分の表示について

A : 20%以上      B : 10% - 20%      C : 5% - 10%  
D : 1% - 5%      E : 1%未満

## 安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名	田野井シンクール 99X-スーパー（不水溶性切削油）
会社名	株式会社シンクール
住所	愛知県名古屋市長区鳴海町中汐田89
担当部門	製造部
電話番号	052-623-5667
FAX番号	052-623-8705

## 2. 危険有害性の要約

## 最重要危険有害性

特有の危険有害性 本製品は、以下の法令に該当しますので、確認し取扱ってください。  
危険物第四類 第3石油類（消防法 危険物）

## GHS分類

## 物理化学的危険性

引火性液体 区分外

## 健康に対する有害性

急性毒性（吸入—ミスト） 区分4

皮膚腐食・刺激性 区分3

眼に対する重篤な損傷性／刺激性 区分2B

生殖細胞変異原性 区分2

特定標的臓器・全身毒性（単回暴露） 区分2（肺）

特定標的臓器・全身毒性（反復暴露） 区分1（肺・皮膚）

吸引性呼吸器有害性 区分1

## 環境に対する有害性

情報なし

上記で記載がないものは、分類できない、分類対象外、区分外

## GHSラベル要素

## 絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

危険有害性情報 吸入すると有害（ミスト）  
軽度の皮膚刺激  
眼刺激  
遺伝性疾患の疑い  
臓器（肺）の障害のおそれ  
長期または反復暴露による臓器（肺）の障害  
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

安全対策	取り扱い時には、皮膚に触れない様に注意し、保護眼鏡、保護手袋、保護マスク、保護衣などの適切な保護具を着用すること。
緊急措置	呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断・手当てを受けること。 飲み込んだ場合は、口をすすぎ、医師の診断・手当てを受けること。 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗い、医師の診断・手当てを受けること。 皮膚または髪に付着した場合は、多量の水と石鹼で洗い、衣類が汚染された時は、直ちに全てを取り除くこと。 気分が悪い時は、医師の診断・手当てを受けること。
廃棄	内容物・容器等の製品付着物は関連法令に従って廃棄すること。

---

---

### 3. 組成、成分情報

---

---

単一製品、混合物の区別	混合物										
化学名又は一般名	不水溶性切削油（石油系炭化水素および潤滑油添加剤）										
成分及び含有量	<table><thead><tr><th>成分</th><th>含有量 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>石油系炭化水素（鉱油）</td><td>70以下</td></tr><tr><td>潤滑油添加剤</td><td>30以上</td></tr><tr><td>.....</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>100</td></tr></tbody></table>	成分	含有量 (%)	石油系炭化水素（鉱油）	70以下	潤滑油添加剤	30以上	.....		合計	100
成分	含有量 (%)										
石油系炭化水素（鉱油）	70以下										
潤滑油添加剤	30以上										
.....											
合計	100										
化学特性（化学式）	特定できない										
官報公示整理番号（化審法、労働安全衛生法）	構成物質は全て既存化学物質名簿へ収載。										
危険有害成分											
化学物質管理促進法	非該当										
労働安全衛生法	鉱油 (第57条2 通知対象物 政令番号 第168号)										
毒物劇物取締法	非該当										

---

---

#### 4. 応急措置

---

---

吸入した場合	新鮮な空気の場所に移動させ、身体を毛布などで被い、保温して安静を保つ。必要に応じて医師の診断を受ける（文献1）
皮膚に付着した場合	汚染された衣服・靴などを速やかに脱ぎ、多量の水または微温湯と石鹼で付着した部分を洗い流す。加熱状態の製品が触れた場合は、洗浄した後に火傷に対する措置を行わなければならない。また、水疱・痛みなどの症状がでた場合には、必要に応じて医師の診断を受ける。
目に入った場合	清浄な水で15分以上目を洗浄した後、直ちに眼科医の診断を受ける。洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水がよく行きわたるように洗浄する。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していないかぎり、取り除いて洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	無理に吐かせないで直ちに医師の診断を受ける。無理に吐かせるとかえって肺への吸引等の危険が増す。口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗浄する。（文献2）

#### 最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報

- 飲み込むと下痢、嘔吐する可能性がある。
- 目に入ると炎症を起こす可能性がある。
- 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。
- ミスト・蒸気を吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

---

---

#### 5. 火災時の措置

---

---

消火剤	粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、霧状の強化液などが有効である。
使ってはならない消火剤	冷却の目的で霧状の水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある。
特定の消火方法	消火作業は可能な限り風上から行う。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して、消火する。初期の火災の際には、粉末消火薬剤、二酸化炭素消火器を用いる。大規模火災の際には、泡消火薬剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は火災を拡大して危険な場合がある。
消火を行う者の保護	消火の際には、風上から行い必ず保護具を着用する。燃焼又は高温により有毒なガス（一酸化炭素等）が生成する可能性があるため、呼吸用保護具を着用する。

---

---

#### 6. 漏出時の措置

---

---

人体に対する注意事項	除去作業の際には必ず適切な保護具を着用する。大量の場合、漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。
環境に対する注意事項	流出して製品が河川・下水道等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。
除去方法	漏出源を遮断し、漏れを止める。少量の場合には土砂・ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。大量に漏洩した場合には、漏洩した液を土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収し、河川・下水道等に排出しない様に注意する。
二次災害の防止法	事故の未然及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。周囲の着火源となるものを速やかに取り除き、着火した場合に備えて、消火用器材を準備する。こぼれた場所はすべりやすいために注意する。

---

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

---

---

### 取扱い

#### 技術的対策

##### 取扱者の暴露防止

取扱いには適切な保護具を必ず着用し直接の接触を避ける。容器から取り出す時にはポンプ等を使用すること。細管を用いて口で吸い上げるようなこと（サイフォン）はしてはならない。また、口の中に入れたり、飲んだりしてはならない。

##### 火災・爆発の防止

火気注意。炎、火花又は高温体との接触を避ける。静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。製品が残存している機械設備等を修理又は加工する場合は、安全な場所において製品を完全に除去してから行う。電気機器類は防爆型（安全構造）のものを用いる。

##### その他の注意

常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。また、取扱いの都度容器を必ず密栓する。油の抜き取り部位が熱い時の油の抜き取りは、火災の危険があるため、油の抜き取り部位が冷めてから油を抜き取ること。

##### 注意事項

指定数量以上の量を取扱う場合には、消防法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。密閉された装置、機械又は局所排気装置を使用する。製品より発生する蒸気は空気より重く滞留しやすいので、みだりに蒸気を発散させないとともに作業場所の換気を十分に行う。

##### 安全取扱い注意事項

炎、火花又は高温体との接触を避ける。静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。電気機器類は防爆型（安全構造）のものを用いる。空容器に圧力をかけてはならない。圧力をかけると破裂することがある。容器は溶接、加熱、穴あけまたは切断してはならない。爆発を伴って残留物に着火することがある。

### 保管

#### 適切な保管条件

直射日光を避け、換気のよい場所に保管する。保管の際には熱、スパーク、火炎及び静電気蓄積を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させない。保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

#### 安全な容器包装材料

「危険物の規則に関する規則別表第3の2」に準拠した容器を使用する。容器は、「危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5」に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。

---

---

## 8. 暴露防止及び保護措置

---

---

設備対策	ミスト・蒸気が発生する場合は、発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。取扱い場所の近辺に、洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。
許容濃度	
管理濃度	規定なし（作業環境評価基準：労働省告示第26号、平成7年3月27日）
許容濃度	日本産業衛生学会（2004年度版） 時間荷重平均 TWA $3\text{mg}/\text{m}^3$ （鉱油ミストとして）（文献3） ACGIH（2004年度版） 時間荷重平均 TWA $5\text{mg}/\text{m}^3$ （鉱油ミストとして）（文献4）
保護具	
呼吸器の保護具	ミスト・蒸気が発生する場合、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。密閉された場所では、送気マスクを着用する。
手の保護具	耐油性（不浸透性）保護手袋を着用する。
目の保護具	飛沫が飛ぶ場合には、普通型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具	耐油性の長袖作業衣、安全靴を着用する。濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。
適切な衛生対策	作業中は飲食、喫煙をしない。休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。また、休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいない。

---

---

## 9. 物理的及び化学的性質

---

---

物理状態	
形状	液体
色	淡褐色透明
臭い	臭気あり
pH	該当しない
物理的状态が変化する特定の温度	
沸点	250℃以上（初留点）
融点	0℃以下（流動点）
分解温度	データなし
引火点（COC）	160℃
発火点	200～410℃（参考値）
爆発特性	
爆発限界	下限：1容量% 上限：7容量%（推定値）
蒸気密度	データなし
密度	$0.918\text{g}/\text{cm}^3$ （15℃）
溶解性	水に対する溶解度：不溶
n-オクタノール／水分配係数	データなし

---

---

## 10. 安全性及び反応性

---

---

安定性	常温・常圧で安定。
反応性	強酸化剤と接触すると反応する可能性がある。
避けるべき条件	強酸化剤との接触を避ける。
危険有害な分解生成物	燃焼等により一酸化炭素等が発生する可能性がある。

---

---

## 1 1. 有害性情報

---

---

### 急性毒性

経口                   ラット LD50 5 g/kg以上 に基づき区分外とした。  
経皮                   ラット LD50 5 g/kg以上 に基づき区分外とした。  
吸入ミスト           ラット LD50 2. 18 mg/L に基づき区分4とした。  
吸入すると有害（ミスト）

### 皮膚腐食性・刺激性

ウサギを用いた試験より、軽度の刺激性と記述されている報告（文献5）に基づき区分3とした。

### 眼に対する重篤な損傷性・刺激性

ウサギを用いた試験より、軽度の刺激性と記述されている報告（文献5）に基づき区分2Bとした。

### 呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器感作性は現在のところ有用な情報なし。

皮膚感作性は、モルモットを用いた OECD Guideline 406 に準拠した複数試験において、いずれも感作性なしとの結果が得られている。（文献5）

### 生殖細胞変異原性

ラットを用いた細胞遺伝学的試験における以上細胞の増加（文献5）に加え、職業暴露を受けた人の抹消血リンパ球で染色体異常の頻度の増加が観察された（文献6）こと、及び生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がないことに基づき区分2とした。

### 発がん性

鉛油はOSHAでは、「本製品に使用している鉛油は、高度精製鉛油であり、IARCではグループ3に分類（ヒトに対しての発がん性について分類できない）」と評価されている（文献7）。EUでは、「本製品に使用している鉛油は、発がん性物質としての分類は適用される必要はない」と評価されている（文献8）。

### 特定標的臓器・全身毒性

#### 単回暴露

ラットに吸入暴露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化が用量依存的（1.51～5.05mg/L）に見られたとの記述（文献5）に基づき区分2とした。

#### 反復暴露

長年にわたり鉛油、あるいはそのミストの暴露を受けた人で肺繊維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽種が報告され、また、疫学調査において切削油への職業暴露により重度の毛嚢炎が報告されている（文献9・10・11）に基づき区分1（肺・皮膚）とした。

### 吸引性呼吸器有害性

人の鉛油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎又は化学性肺炎をもたらすとの報告がある。

### 変異原性

現在のところ有用な情報なし。

### 催奇形性

現在のところ有用な情報なし。

### 生殖毒性

現在のところ有用な情報なし。

上記の有害性情報は鉛油としての情報です。

その他の添加剤については現在のところ有用な情報なし。

### その他

飲むと下痢、嘔吐する恐れがある。皮膚に触れると炎症を起こす恐れがある。目に入ると炎症を起こす恐れがある。ミスト・蒸気を吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

---

---

## 1 2. 環境影響情報

---

---

生体毒性	現在のところ有用な情報なし。
残留性／分解性	現在のところ有用な情報なし。
生体蓄積性	現在のところ有用な情報なし。
移動性	現在のところ有用な情報なし。

---

---

## 1 3. 廃棄上の注意

---

---

残余廃棄物	事業者は残余廃棄物を自ら処理するか又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。残余廃棄物は産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制されているので、そのまま埋め立てたり、投棄してはならない。
汚染容器・包装	内容物を完全に除去した後に残余廃棄物と同様に産業廃棄物として処理する。
焼却する場合	安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつける。その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。

---

---

## 1 4. 輸送上の注意

---

---

国連分類	国連の定義による危険物に該当しない。
国連番号	国連の定義による危険物に該当しない。
国内規制	
陸上輸送	
容器	「危険物の規制に関する規則別表第3の2」に準拠した容器を使用する。容器は、「危険物に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5」に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。
容器表示	一 第3石油類、危険等級Ⅲ、潤滑油 二 (数量) 三 火気厳禁
積載方法	容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬する。指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両に標識を掲げる。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスとを混載しない。
道路法	道路法における危険物に該当しない。
海上輸送	船舶安全法における危険物に該当しない。
航空輸送	航空法における危険物に該当しない。
輸送の特定の安全対策及び条件	輸送前に容器の破損、腐食、漏れのないことを確かめる。転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に進行。容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。該当法規に従い、包装、容器、表示、輸送を行う。本製品は、引火性液体なので、「火気厳禁」。



---

---

## 15. 適用法令

---

---

消防法	危険物第四類第3石油類
化学物質管理促進法	非該当
労働安全衛生法	通知対象物質
毒物・劇物取締法	非該当
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物
水質汚濁防止法	油分排出規制 ノルマルヘキサン抽出分として検出される。
海洋汚染防止法	油分排出規制
下水道法	鉱油類排出規制
船舶安全法、危険物船舶運送及び貯蔵規定	危険物に該当しない。
航空法	危険物に該当しない。

---

---

## 16. その他の情報

---

---

### 引用文献

1. ANSI Z 129. 1-1944 American National Standards Institute (米国規格協会)
2. 絵で見る中毒110番 (保健同人社)
3. 許容濃度の勧告 (2004) 日本産業衛生学会 産業衛生学会誌
4. Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. ACGIH (2004)
5. International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) (2000)
6. IARC suppl.7 (1987)
7. IARC MONOGRAPHS ON THE EVALUATION OF CARCINOGENIC RISK OF CHEMICALS TO HUMANS VOLUME 33
8. EC委員会指令「67/548/ECC」の付属書I「危険な物質リスト」
9. 米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation (2001)
10. IARC Monographs Program on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (1987)
11. WHO/IPCS：「環境保護クライテリア(EHC)」(1982)
12. 製品安全データシートの作成指針 (改訂版) (日本化学工業協会)

### 記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関してはいかなる保証をなすものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。本製品安全データシートは、本製品の通常の手取扱いを対象とし、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者には提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。従って、本製品安全データシートそのものは、安全の保証書ではありません。